

公益財団法人浜松国際交流協会有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、公益財団法人浜松国際交流協会（以下「協会」という）の発行する印刷物等に掲載する有料広告（以下「広告」という）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体及び種類)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という）及び種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 機関紙を広告媒体として掲載する広告（以下、「機関紙広告」という）

(広告申込対象者)

第3条 広告を申し込むことのできる対象者は以下とする。

- (1) 当協会の賛助会員
- (2) 広告掲載料を支払った者
- (3) その他、当協会と協力関係にある公的団体等で代表理事の認める者

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治的、宗教的な主張をしているもの
- (4) 協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 協会の品位、公共性及び公益性を妨げ、読者又は閲覧者に不利益を与える中立性のないもの
- (7) そのほか広告媒体に掲載する広告として協会が不適當と認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の1枠当たりの規格等は次の通りとする。

機関紙広告規格

小サイズ：縦5センチ、横9.4センチ

大サイズ：縦5センチ、横18.5センチ

大2枠分、大3枠分、大4枠分、大5枠分（全面）

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告の掲載位置及び枠数は第8条に定める申込書をもとに依頼者と協議の上決定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、機関誌広告の場合は1回単位もしくは全4回とする。

(広告の掲載決定等)

第8条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式1-1)により協会に申し込むものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申し込みがあったときには、速やかに掲載の可否を決定し、その結果について広告掲載決定通知書(様式2-1)にて通知する。
- 3 各広告媒体の掲載可能な数を超過して申し込みがあった場合は、抽選により決定する。
- 4 協会は、必要があると認めるときは申込者に内容の修正を求めることができる。

(広告原稿等の作成)

第9条 広告の原稿は、申込者の負担で作成し、協会が指定する期日までに、協会が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は次の表に掲げる通りとする。なお、表内の金額に消費税は含まないものとする。

小サイズ(5cm×9.4cm)1枠	5,000円
大サイズ(5cm×18.5cm)1枠	10,000円

※広告が裏面の場合は、上記の1.35倍とする。

ただし、事務局長は、必要に応じて金額を変更することができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 申込者は掲載決定後、速やかに広告掲載料を前納するものとする。但し、同年度以内における2度目、あるいは次年度以降も継続するなど取引の実績がある場合、なおかつ支払い等の遅延の問題がなかった場合は後納可能とする。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は原則として返還しない。ただし、協会の都合による広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(申込者の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 17 日から施行する。

